

枚方市教育委員会規則第2号

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年枚方市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書及び第4条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正)

第2条 教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第3条 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年枚方市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則 [令和5年3月31日公布]

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年枚方市条例第28号）附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次条において同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。次条において同じ。）とみなして、第2条の規定による改正後の教育長に委任する事務等に関する規則の規定を適用する。

(教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定を適用する。